

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のよつて定める。

令和七年十一月一十五日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職手当に関する規則（規則六一七）の一部を次のように改正する。

別表第一の一行政職給料表中「66,500円」を「68,100円」に改め、同表の一高等学校等教育職給料表中「76,700円」を「78,000円」に改め、同表の二小学校中学校教育職給料表中「72,800円」を「74,100円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の規定は、令和七年四月一日から適用する。